

# 平成26年度 行政監査結果報告書

「随意契約について」

平成27年4月

杉並区監査委員

## 目次

<b>第1</b>	<b>監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1	監査のテーマ選定の趣旨 .....	1
2	監査の視点 .....	1
3	監査の実施期間 .....	1
4	対象とした随意契約の範囲、監査の方法 .....	1
	(1) 対象とした随意契約及び対象部局 .....	1
	(2) 監査の方法 .....	2
<b>第2</b>	<b>随意契約事務の概要</b> .....	<b>4</b>
1	随意契約制度 .....	4
2	随意契約の概況 .....	6
	(1) 経理課における契約の概況（方法別、種類別） .....	6
	(2) 随意契約の締結状況 .....	7
3	随意契約の運用状況 .....	10
	(1) 随意契約とした理由は明確かつ適切か .....	10
	(2) 契約相手の特定及び選定等の方法・手続きは適切に行われているか .....	13
	(3) 予定価格の積算及び設定は適切に行われているか .....	16
	(4) 契約内容は妥当か、履行評価は適切に行われているか .....	17
	(5) 経理課の統括的な役割について .....	19
<b>第3</b>	<b>監査結果</b> .....	<b>20</b>
資料編		
資料1	書類監査対象契約 .....	25
資料2	平成25年度 経理課契約の件数・金額 .....	27
資料3	平成25年度 経理課契約の所管別内訳(該当要件別) .....	28
資料4	平成25年度 経理課契約の所管別内訳(種類別) .....	29
資料5	平成25年度 経理課契約の所管別内訳(金額別) .....	30
資料6	平成25年度 プロポーザル実施案件 .....	31

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ選定の趣旨

地方公共団体が締結する契約は、一般競争入札によることが原則とされ、その特例として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第234条第2項において「政令で定める場合に該当するときに限り」随意契約によることができる旨規定されている。

区の入札契約制度改革の取組をみると、この間一般競争入札の拡大により競争性の向上が図られてきたが、他方で、区民ニーズの多様化・複雑化と民間活力の活用を背景に委託事務が多様化し、これに伴い随意契約の方法が多く用いられている。また、契約相手の新たな選定方法であるプロポーザル方式が取り入れられるなど、随意契約をめぐる状況は大きく変化してきている。

今回の行政監査では、区における随意契約の運用実態を把握し、同契約が合理的な判断に基づいて締結されているか、透明性、公正性、競争性、経済性の確保に努めるなど適切な運用が図られているかについて監査を実施することとした。

### 2 監査の視点

- ア 随意契約とした理由は明確かつ適切か
- イ 契約相手の特定及び選定等の方法・手続きは適正に行われているか
- ウ 予定価格の積算及び設定は適切に行われているか
- エ その他契約内容は妥当か、履行確認・評価は適切に行われているか

### 3 監査の実施期間

平成26年10月28日から平成27年4月28日まで

### 4 対象とした随意契約の範囲、監査の方法

#### (1) 対象とした随意契約及び対象部局

(対象とした随意契約)

総務部経理課により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に契約締結された、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号から第7号までの要件に該当する随意契約

(監査対象件数)

- ア 随意契約の概況を把握するための調査票による全部局調査 942件

イ 随意契約の実態をより詳しく把握するため、契約の種別、目的・性質、契約金額、業者選定方式などを考慮して抽出した契約関係書類の監査（以下「書類監査」という。） 41件

（別添の資料1「書類監査対象契約」参照）

（対象部局）

ア 総務部経理課

イ 随意契約の締結依頼を行った部局（下表のとおり）

対 象 部 局	
政策経営部	企画課、財政課、情報政策課、営繕課
総務部	総務課、職員課、広報課、危機管理対策課、防災課
区民生活部	管理課、区民課、地域課、協働推進課、課税課、納税課、文化・交流課、産業振興センター
保健福祉部	管理課、国保年金課、障害者施策課、障害者生活支援課、高齢者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、杉並福祉事務所、地域保健課、健康推進課、生活衛生課、保健予防課、保健サービス課
都市整備部	都市計画課、住宅課、まちづくり推進課、建築課、土木管理課、土木計画課、交通対策課、みどり公園課、杉並土木事務所
環境部	環境課、ごみ減量対策課、杉並清掃事務所
会計管理室	会計課
教育委員会事務局	庶務課、学務課、特別支援教育課、学校支援課、学校整備課、生涯学習推進課、スポーツ振興課、済美教育センター、中央図書館
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	
区議会事務局	

注) 対象部局名は平成26年4月1日現在

## （2）監査の方法

ア 調査表による全部局調査

契約締結依頼をした全ての所管部局に対し調査票により調査を行った。

平成26年10月28日から平成26年11月17日

イ 説明聴取

随意契約の概要及び課題などについて、経理課からの説明聴取を行った。

説明聴取日：平成 26 年 12 月 19 日

ウ 書類調査

経理課及び該当する所管部局から関係書類を徴取し調査を行った。

平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年 3 月 20 日

## 第2 随意契約事務の概要

### 1 随意契約制度

自治法第234条では、地方公共団体における契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるとされており、不特定多数の参加者を募る方法で、競争性、透明性、経済性等に優れている一般競争入札が原則とされている。他方、指名競争入札、随意契約及びせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限りできるとされている。

随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定して契約を締結する方法である。契約相手を選定する費用や時間の負担が少なく、信頼性の高い相手と契約できるといった利点がある半面、選定についての公正性・透明性や価格面の競争性・経済性などに問題が伴うことから、要件を充たす場合にだけ認められるとするものである。

施行令第167条の2第1項（以下「随意契約条項」という。）では、随意契約によることができる場合の要件として、次のように第1号から第9号までを規定している。

表1 随意契約によることができる場合の要件

号	内 容														
1号	<p>売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が契約の種類毎に設定された限度額の範囲内において規則で定める額を超えないもの</p> <p>(予定価格の限度額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>1件の予定価格(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①工事又は製造の請負</td> <td>130万円を超えないもの</td> </tr> <tr> <td>②財産の買入れ</td> <td>80万円を超えないもの</td> </tr> <tr> <td>③物件の借入れ</td> <td>40万円を超えないもの</td> </tr> <tr> <td>④財産の売払い</td> <td>30万円を超えないもの</td> </tr> <tr> <td>⑤物件の貸付け</td> <td>30万円を超えないもの</td> </tr> <tr> <td>⑥前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td>50万円を超えないもの</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	1件の予定価格(税込)	①工事又は製造の請負	130万円を超えないもの	②財産の買入れ	80万円を超えないもの	③物件の借入れ	40万円を超えないもの	④財産の売払い	30万円を超えないもの	⑤物件の貸付け	30万円を超えないもの	⑥前各号に掲げるもの以外のもの	50万円を超えないもの
契約の種類	1件の予定価格(税込)														
①工事又は製造の請負	130万円を超えないもの														
②財産の買入れ	80万円を超えないもの														
③物件の借入れ	40万円を超えないもの														
④財産の売払い	30万円を超えないもの														
⑤物件の貸付け	30万円を超えないもの														
⑥前各号に掲げるもの以外のもの	50万円を超えないもの														
2号	<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>														
3号	<p>障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約、シルバー人材センター及び母子福祉団体等からの役務の提供を、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより受ける契約をするとき。</p>														

4号	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れる契約をするとき。
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
9号	落札者が契約を締結しないとき。

第1号は、普通地方公共団体の規則に定める額を超えない比較的少額の場合は随意契約ができるとするものである。区では、杉並区契約事務規則（昭和39年規則第19号。以下「規則」という。）で随意契約のできる予定価格の範囲を施行令の別表と同額として定めており（第38条の2）、契約相手の選定は簡易な見積競争の方法がとられている。

競争入札によることを原則としつつ、第2号から第9号に該当する場合は、第1号で示した限度額を超えて随意契約が認められるとしている。

第3号は、平成23年12月の施行令の一部改正を受け、障害者団体、シルバー人材センター等からの物品買入れや役務の提供を受ける契約について随意契約の対象にできることとされたものである。

第3号及び第4号の手続きについては、公正性、透明性を確保できるよう必要な事項を当該地方公共団体の規則で定めることとされており、これを受け規則では、随意契約を締結しようとするときは契約内容等を、締結したときは契約締結状況等を、それぞれ公表するものとしている。（第38条の3）

随意契約について規則では、上記のほか随意契約に係る予定価格の決定（第38条）、見積書の徴取（第39条）、見積書徴取の省略（第40条）について定めるのみである。経理課では、契約事務に係る実務上の運用マニュアルである「契約事務の手引き」（以下「手引き」という。）で随意契約を含めた契約関係の事務処理手順について定めるとともに、所管課における随意契約の判断基準として「随意契約の指針」（以下「指針」という。）を定め、施行令各号毎に具体的な適用事由を示し、制度の適正な運用を図ることとしている。

## 2 随意契約の概況

### (1) 経理課における契約の概況（方法別、種類別）

＜随意契約が53%、その約8割は業務委託＞

区が締結する随意契約のうち契約締結権者が区長であるもの及び杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則（昭和38年規則第17号）により契約締結権限が副区長、総務部長又は経理課長に委任されているものについては、所管課からの契約締結依頼に基づき、経理課において締結手続きを行っている。

平成25年度の経理課における契約締結件数は次表のとおりで1,893件、契約金額の総額は243億36百万円であった。

これを契約の方法別にみると、競争入札による契約が890件（47.0%）で125億83百万円（51.7%）、随意契約が1,003件（53.0%）で117億53百万円（48.3%）、せり売りは0件であった。

表2 経理課における契約締結件数（単位：件、%、百万円）

方法	種類	工事	委託	賃貸借等	物品	計	割合
		件数(割合)	件数(割合)	件数(割合)	件数(割合)	件数	
		金額(割合)	金額(割合)	金額(割合)	金額(割合)	金額	
競争入札		300(81.7)	345(30.7)	66(45.5)	179(69.6)	890	47.0
		8,177(96.2)	3,049(22.7)	442(44.0)	916(64.4)	12,583	51.7
一般競争	一般競争	199(54.2)	28(2.5)	10(6.9)	15(5.8)	252	13.3
		7,923(93.2)	1,079(8.1)	297(29.6)	280(19.7)	9,579	39.4
	指名競争	101(27.5)	317(28.2)	56(38.6)	164(63.8)	638	33.7
		253(3.0)	1,970(14.7)	145(14.4)	636(44.7)	3,004	12.3
随意契約		67(18.3)	779(69.3)	79(54.5)	78(30.4)	1,003	53.0
		322(3.8)	10,363(77.3)	562(56.0)	506(35.6)	11,753	48.3
合計		367(100)	1,124(100)	145(100)	257(100)	1,893	
		8,499(100)	13,411(100)	1,004(100)	1,422(100)	24,336	

（経理課調査による）

注1) 表中の随意契約は経理課における契約に限る。

注2) 指名競争入札の適用範囲については杉並区競争入札実施要領で予定価格が、①工事請負 130万円を超え500万円未満、②委託 50万円を超え2,000万円未満、③物品購入 80万円を超え1,000万円未満、④賃借 40万円を超え2,000万円未満の発注案件とされている。

注3) 「賃貸借等」には、売却、修理を含む。

注4) 右欄の「割合」は全契約の契約方法別の構成比であり、表中の（割合）は契約の種類毎にみた契約方法別の構成比である。

また、契約の種類毎に契約方法をみると、工事契約では、一般競争入札が199件（54.2%）と最も多く、次いで指名競争入札が101件（27.5%）、随意契約は67件（18.3%）となっている。



委託契約では、随意契約が 779 件（69.3%）と最も多く、次いで指名競争入札が 317 件（28.2%）で、一般競争入札は 28 件（2.5%）となっている。

賃貸借等の契約では、随意契約が 79 件（54.5%）、指名競争入札が 56 件（38.6%）、一般競争入札が 10 件（6.9%）となっている。

物品の購入契約では、指名競争入札が 164 件（63.8%）と最も多く、随意契約は 78 件（30.4%）、一般競争入札が 15 件（5.8%）となっている。

さらに、随意契約について、種類別にみると、委託契約（779 件）が 77.7% と約 8 割を占めている。

## （２）随意契約の締結状況

### ア 要件別の状況

#### <第 2 号該当（性質又は目的が競争入札に適さない）が約 9 割>

平成 25 年度の経理課により締結された随意契約について、随意契約条項各号の要件別に該当する件数等を調査した結果は、次のとおりである。

表 3 随意契約の要件別の内訳（随意契約条項各号別）

（単位：件、%）

種類 随意契約条項各号	工事		委託		賃貸借等		物品		計	割合
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	
1 号 （少額の随意契約）	35	52.2	0	0.0	0	0.0	2	2.6	37	3.7
2 号 （性質又は目的が競争入札に適さない）	20	29.9	724	93.0	76	96.2	70	89.7	890	88.7
3 号 （障害者支援施設等からの役務の提供等）	0	0.0	32	4.1	0	0.0	0	0.0	32	3.2
5 号 （緊急の必要による）	5	7.4	1	0.1	0	0.0	2	2.6	8	0.8
6 号 （競争入札が不利）	4	6.0	3	0.4	1	1.3	4	5.1	12	1.2
8 号 （入札者又は落札者がいない）	3	4.5	18	2.3	2	2.5	0	0.0	23	2.3
9 号 （落札者が契約締結しない）	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1
合計	67	100	779	100	79	100	78	100	1,003	100

（経理課調査による）

注 1) 4 号及び 7 号は実績がない。

注 2) 右欄の「割合」は随意契約条項各号の要件別の構成比である。

要件別の内訳をみると、第 2 号に該当する「その性質又は目的が競争入札に適さない」ことを理由とする随意契約が最も多く 890 件と随意契約の約 9 割を占め、契約金額は 108 億 72 百万円となっている。

そのうち委託契約は8割強（724件、96億27百万円）となっており、情報システム関係業務、福祉施設運營業務、資源回収業務、学校給食業務など対象業務は多岐にわたっている。また、賃貸借等は、電子計算機の賃借、移動教室に伴う宿泊施設の借上げ、再生資源の売却など（76件、5億59百万円）であり、物品は、区立図書館閲覧用図書を購入など（70件、4億89百万円）であった。（以下「契約金額」については、別添の資料2参照）

第1号は経理課が所管する少額の契約で、区立施設の修繕などの小規模な工事案件（35件）が大部分であった。

第3号は障害者団体等からの物品、役務の優先調達であり、障害者団体やシルバー人材センターへの公共施設の清掃業務請負や管理業務委託などの委託契約（32件）で、契約金額は6億2百万円となっている。

第5号は緊急の必要により入札に付すことができないもので、給排水設備等の緊急復旧工事や大雨冠水後の区立施設の緊急清掃など8件、契約金額は22百万円であった。

第6号は競争入札が不利と認められるもので、追加工事を本体工事の施工業者に履行させるものや新型インフルエンザ対策備蓄品の緊急購入など12件、契約金額は5千万円であった。

第8号は競争入札における落札者がいない場合（23件）、第9号は落札者が契約を締結しない場合（1件）で、その後の迅速な契約締結を必要とするものである。

第4号及び第7号については、平成25年度の実績はなかった。

## イ 所管別の状況

経理課により締結された監査対象の随意契約を所管部別にみると次のとおりである。

表4 所管部別の随意契約締結状況（単位：件）

所管部	件数	所管部	件数
政策経営部（4課）	104	会計管理室	2
総務部（6課）	78	教育委員会事務局（9課）	235
区民生活部（8課）	84	選挙管理委員会事務局	25
保健福祉部（16課）	255	監査委員事務局	1
都市整備部（9課）	94	区議会事務局	7
環境課（3課）	57		

所管別に、契約件数の多い順をみると、学務課（81件）、情報政策課（63件）、保育課（47件）、高齢者施策課（45件）、庶務課（38件）、杉並清掃事務所（36件）の6課を合わせて310件あり、随意契約の3割を超えている。

なお、所管別の該当要件別及び契約種類別の内訳は、別添の資料3、資料4のとおりである。

さらに、契約金額についてみると、1千万円未満の契約が70.6%（665件）を占めており、1千万円から5千万円未満の契約は24.6%（232件）であった。5千万円から1億円未満の契約は3.2%（30件）、1億円以上の契約は15件あり、そのうち2億円以上の契約（6件）はすべて杉並清掃事務所の所管であった。（別添の資料5を参照）

### 3 随意契約の運用状況

本監査では、随意契約条項各号のうち、第1号は少額の案件に対する見積競争による契約であること、第8号及び第9号は落札者がいないなどの特殊な事情であることから、第2号から第7号の942件を対象とし、監査の視点にそって現状と問題点をみていくこととした。

#### (1) 随意契約とした理由は明確かつ適切か

##### ア 随意契約の理由・根拠について

随意契約は、契約の目的や内容が競争入札には適さないもので、施行令に定める各号に該当する場合に限り認められる契約方法である。

監査の対象について、その理由が適切かどうかをみると、第3号、第5号及び第6号該当については、特段の問題は認められなかった。(第4号及び第7号には該当するものがない。)

これに対し、抽象的な要件ともいえる第2号の「その性質・目的が入札に適さないもの」を理由・根拠とするものは、随意契約の約9割(890件)を占めており、多種多様な契約が含まれていた。

そこで、以下では第2号について、随意契約とする理由・根拠の妥当性を検証する。

「指針」では、随意契約条項各号の判断基準として、各号について想定される具体的な事由と事例を示している。この「指針」に基づき、全部局調査の回答において第2号該当とされた890件について事由別に分類すると、表5のとおりであった。

これを件数の多い順にみると、第2号該当の6割(533件)は、事由(2)の「既に履行している契約と技術、知識経験等について一体性を図る必要があるとき」、「履行上の経験・知識を必要とするとき」又は「現場の状況等に精通したものに履行させる必要があるとき」に当たるとされていた。

次に、事由(1)「特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約締結しなければ契約の目的を達することができない」が15.5%(138件)であった。これは、他に競争相手がいない場合といえる。

また、事由(4)「コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき」が7.4%(66件)あった。事由(3)「区の政策的判断により特定の者を契約の相手として決定しているとき」には、すぎなみ「協働ガイドライン」に基づきNPO法人等と締結されたゆうゆう館受付業務委託契約などがあり、4.6%(41件)となっていた。

表5 <第2号>「性質又は目的が競争入札に適さないもの」の事由別内訳

(単位：件、%)

内 訳	件数	割合
(1) 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする	138	15.5
(2) 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要がある等	533	59.9
(3) 区の政策的判断により特定の契約相手方が決定している	41	4.6
(4) プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果特定した者と契約	66	7.4
(5) 適正リース期間契約が終了後、再リースするため前回契約者と契約	19	2.1
(6) 競争に参加させる者を競争入札参加資格者以外の者にする必要がある	3	0.3
(7) 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要がある	6	0.7
(12) 区の行為を秘密にする必要がある	1	0.1
未記入	83	9.4
計	890	100

(全部局調査による)

注1) 「指針」の事由には(1)～(19)までであるが、該当のある事由のみを記載

注2) (4)には一部過去にプロポーザルを実施したものが含まれている。

随意契約の適用は、契約の目的・性質・内容と履行能力のある契約相手の状況に照らして個別に合理的に判断することが求められる。

「手引き」でも、随意契約に相当する理由がある場合には契約締結依頼において業者指定をすることができるが、それには合理的かつ明白な理由が必要としている。

書類監査を実施した随意契約について、業者指定の理由をみると、事由(2)を根拠とするものの中に、「既に契約している他の業務委託の契約相手と連絡調整等が円滑に行える唯一の業者である」、「既に契約している他の業務委託の契約相手の推薦を受けた業者で、専門的な知識と経験を有する講師を派遣することができる」、「前年度までの受託業者であり、ノウハウがあり相当の成果を上げている」など具体性や合理性に乏しい記載が散見された。

随意契約条項第2号の要件（「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」）については、指針に示されている「既存の契約と技術、知識等の一体性を図る必要がある」、「履行上の経験、知識を必要とする」、「現場の状況等に精通した者に履行させる必要がある」などの事由(2)が広く解釈・適用される傾向があり、一部に随意契約とする理由の妥当性に判然としないものが見受けられた。

【該当例】

- ・バスの借上げ（単価契約）（経理課）
- ・速記並びに反訳委託（単価契約）（区議会事務局）

イ 契約方法の見直しについて

随意契約は限られた場合に認められる方法であり、常に理由に妥当性があるか、随意契約の方法によることが適切であるか検討し、必要な見直しを図ることが求められる。

随意契約をした業務について、過去と比較して、契約方法の変更があったかどうか調査したところ、結果は次のとおりであった。

表6 過去の契約との比較による契約方法の変更の有無

項目	件数	割合(%)
①変更なし	783	83.1
②競争入札から随意契約に変更	46	4.9
③過去にプロポーザル方式を採用したことがある	32	3.4
④その他	81	8.6
計	942	100

（全部局調査による）

注1) ②「競争入札から随意契約に変更」には、競争入札により契約した相手と履行評価を行いながら随意契約で更新しているものがある。

注2) ④「その他」には、主管課契約から経理課契約への変更、新規事業、単年度事業などが含まれる。

これをみると、随意契約の方法のままで契約を更新している「変更なし」が、83.1%（783件）と最も多く、同じ契約について随意契約が継続して行われている状況にあることがわかる。

「手引き」では、業者指定依頼に合理的かつ明白な理由がないと経理課が判断した場合は、競争入札により決定するとしているが、随意契約については、実際にはほとんど所管課による依頼のとおりの方法で契約が行われており、経理課が締結依頼とは異なる契約方法に変更している事例はごく一部にとどまっていた。

このように、一旦、随意契約の方法を採用した契約の多くは、同じ方法で契約の更新が行われており、他の競争的な契約方法等への見直しの検討が行われにくい状況にあることがうかがえた。

なお、委託業務の一般競争入札において、区契約制度検討会報告（平成23年12月）の提起に基づき平成25年度に地域区民センター等の建物総合管理業務を対象に総合評価方式による契約相手の選定が試行されている。今後、実施方法を簡素化して更に継続して試行していくこととされている。

## (2) 契約相手の特定及び選定等の方法・手続きは適切に行われているか

### ア 契約相手の選定方法の現状

随意契約は、競争入札の方法によらず適当と認められる特定の相手方を選択し、契約を締結する方法であり、契約相手の選定は恣意的にならないよう特に留意が必要である。

契約相手がどのように選定・特定されているか、その現状をみたところ、(ア) 特命随意契約(一者随意契約)、(イ) プロポーザル方式、(ウ) 見積競争(見積合わせ)の3種類の方法によっていた。

### (ア) 特命随意契約(一者随意契約)

特命による一者随意契約は、発注者が任意の方法で特定の相手方を選び、契約するものであり、今回の各種調査から、調査対象とした随意契約の約8割以上を占めていると推定された。

契約の目的・性質により随意契約が相当と判断された場合であっても、契約の履行に特殊な技術等を必要とし、他に競争相手がいないケースは多くはなく限られている。したがって、契約相手の選定に当たって、履行能力のある事業者の参入状況について、十分に調査することが求められる。

契約相手の選定について、「手引き」では、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより業種と入札参加資格登録業者であることを確認し、区内業者を優先することとしか記載されていない。

また、事業者の検索については、同電子調達サービスシステムや当区の財務会計システムを活用できる環境があり、業種毎に事業者の格付けが行われているものの、履行能力を十分に把握することはできないなど、限界がある。

所管課では、類似の事業を実施している自治体における実績など、様々な方途で事業者情報の収集を行っていると推測されるが、効果的な情報収集が十分に行われず、限られた情報の下で事業者の特定がなされている状況もあることがうかがえた。

#### 【該当例】

- ・ 自立支援事業等業務委託(単価契約) (杉並福祉事務所)

### [一者随意契約に係る公表]

国、地方を問わず特命による一者随意契約における透明性の確保が強く求められる中で、区では、平成16年度から区公式ホームページ

で、一者随意契約の契約件名、契約業者、契約金額、指定理由などについて公表している。

区のホームページ上に公表された随意契約の指定理由をみると、業者指定依頼書の内容を要約した記載とされていることもあり、一部に具体性を欠くなど、不十分な説明が見受けられた。

#### (イ) プロポーザル方式

民間の持つ専門的なノウハウ等の活用が求められる委託業務が増加していることを背景に、適格な契約相手を選ぶ方法として、公募等により企画提案を競わせるプロポーザルが導入されてきた。

杉並区委託事業プロポーザル実施取扱要綱（平成 21 年度施行）には、プロポーザルの 2 つの類型（公募型、指名型）、対象業務、評価基準、選定委員会など実施に必要な事項が定められている。

プロポーザル案件は、総務部長との事前協議を経て実施され、実施結果等は区ホームページで公表されている。平成 25 年度の随意契約で、プロポーザルを実施し、契約相手を選定した経緯がある契約は業務委託契約の 1 割程度に上る。（表 5、表 6）

プロポーザル方式により選定し契約を締結した事業者の処遇についてみると、履行状況について一定の評価を行い、随意契約で契約更新を続けている例が多くあった。一定期間経過後に改めてプロポーザルを実施している事例もあるが、他方で更新可能な年限等が定められることなく更新を続けている例が少なくないという問題が見受けられた。

##### 【該当例】

- ・ 庁有車運行管理業務委託（経理課）
- ・ 東田学童クラブ他 2 学童クラブ運営業務委託（児童青少年課）

プロポーザル方式は、一者随意契約とは異なり、透明性、競争性のある選定方法であるが、半面、事務的な負担は小さくない。同取扱要綱の制定から 5 年が経過し、同方式は定着しつつあるといえるが、業務に関する企画提案をみるという本来の趣旨がいかされた運用が行われているか、実施効果の検証は行われていなかった。

#### (ウ) 見積競争

見積競争は、複数の事業者から見積書を提出させ、最低価格を提示した事業者と契約する方法であり、競争を通じて契約相手と価格を決めるものである。

随意契約条項第 1 号の少額の随意契約については、この見積競争に



よる選定を原則としている。

監査対象とした経理課による契約をみると、少額の契約以外にも単価契約に係る契約事案の一部に競争入札にそぐわないものがあり、見積競争で行われていた（79件）。

また、極めて少ないが、一定の資格を有する者でなければ履行することができない業務委託契約で、競争入札参加登録外の少数の有資格者がいる場合にも見積競争による契約相手の選定が行われていた。

## イ 契約相手選定をめぐる状況

所管課の契約相手の選定に関し、「業者指定の状況」と「契約の履行期間」について調査したところ、その結果は表7及び表8のとおりであった。

表7 業者指定の状況

項目	件数	割合(%)
①25年度開始事業で初めての業者指定	119	12.6
②前回契約と同一業者を指定	694	73.7
③前回契約とは異なる業者を指定	22	2.3
④その他	107	11.4
計	942	100

(全部局調査による)

注) ①を分母から除くと②の割合は84%となり、  
③は2.7%となる。

これによると、業者指定について、前回契約と同一業者を指定して随意契約を締結していたものが、当該年度以前から継続している契約の84%を占めており、前回契約とは異なる業者を指定したものは2.7%（22件）にすぎなかった。

また、契約期間（履行期間）については「1年間」で契約したものが、全体の約6割（545件）で最も多く、複数年の契約は2%（19件）にすぎなかった。

このことから、同一業者との1年間の随意契約が継続・更新されており固定化の傾向があることが見受けられる。

表8 契約の履行期間

項目	件数	割合(%)
1年未満	377	40.0
1年間	545	57.9
2年間	1	0.1
3年間	14	1.5
5年間	4	0.4
その他 (26.1.30～ 27.3.31)	1	0.1
計	942	100

(全部局調査による)

契約期間に関しては、自治法の一部改正（平成18年1月）により、債務負担行為を定めることなく複数年契約が締結できる長期継続契約制度が創設されている。

しかし、プロポーザル方式により選定された契約相手であっても1年毎に履行状況をみて判断するとして単年度の随意契約を繰り返すなど、複数年次にわたる契約に慎重な所管課が少なくなかった。

効率的かつ安定的な業務運営とするうえで、制度の活用に改善の余地があるように見受けられた。

### （3） 予定価格の積算及び設定は適切に行われているか

随意契約における予定価格について、規則では入札における予定価格の決定方法の規定に準じてあらかじめ定めなければならないとされている（第38条）。また、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとしている（第18条第2項）。

さらに、「随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている（第39条）。

「手引き」でも、随意契約では契約担当者に相手方の選択権があり、事業者の偏りや不正が行われやすい面があるため、複数の者から見積書を徴取し、適正に行う等の注意が必要であるとしている。

予定価格（設計金額）の算定方法について調査したところ、その結果は表9のとおりである。

表9 予定価格（設計金額）の算定方法

項目	件数	割合(%)	項目	件数	割合(%)
① 1者の業者下見積	786	82.0	⑤ 類似契約を参考	12	1.2
② 2者以上の業者下見積	43	4.5	⑥ カタログ類	1	0.1
③ 前年度契約金額	27	2.8	⑦ その他	54	5.6
④ 国・都の積算基準	36	3.8	計	959	100

（全部局調査(複数回答可)による）

これによると、見積書の徴取が1者からであるものが調査対象とした随意契約の約8割（786件）と最も多く、2者以上の業者から見積書を徴取しているものは43件（4.5%）であった。

この他、国・都の積算基準を算定の根拠としたものは36件（3.8%）あり、「その他」には、算定の基礎として「要綱で定められている単

価」、「公共事業の不動産鑑定報酬基準」、「前年度契約金額」等があった。

随意契約の一部には、特殊な技術等を必要とし、履行能力のある事業者が唯一であり、複数の見積書の徴取ができない場合もあると思われる。しかし、予定価格の設定に当たり随意契約の約8割が1者の下見積りに依拠しているという現状からは、価格について事業者側に依存しがちであることがうかがえた。

また、抽出した契約について、事業者から徴取した下見積書をみると、総額のみで内訳がないものや、積算根拠が不明確なものが少なくなかった。

予定価格の算定については、積算に必要な情報・資料を収集し、算定の妥当性を検討するなど十分な注意が、必ずしも払われているとはいえない状況が見受けられた。

#### 【該当例】

- ① 1者からのみで見積書の徴取によるもの
  - ・ SWITCHPC機器保守業務委託（情報システム課）
  - ・ 区立児童館・学童クラブ畳修理（児童青少年課）
  - ・ 速記並びに反訳委託（単価契約）（区議会事務局）など
- ② 総額のみで内訳の記載がないもの、積算の根拠が明確・具体的でないもの
  - ・ 粗大ごみ収集運搬業務委託（杉並清掃事務所）
  - ・ 資源（古紙・びん・缶）回収業務委託（杉並清掃事務所）
  - ・ プラスチック製容器包装回収業務委託（杉並清掃事務所）など

予定価格は、契約の上限価格としての性格をもっている。予定価格（設計金額）と契約金額について比較してみると、予定価格と異なる金額で契約されたものは、3.8%（36件）と極めて少数であり、ほとんどの場合、所管課で算定した予定価格どおりの契約金額で契約されていた。

## （4）契約内容は妥当か、履行評価は適切に行われているか

### ア 契約内容について

随意契約の契約内容については、特定の事業者以外の参入を困難とするような特別な内容の仕様としているものはないか、随意契約の趣

旨を逸脱するような「再委託」の問題はないかなどを中心にみたところ、特に不適切な事例は見受けられなかった。

## イ 履行評価について

競争性に乏しく、継続更新される傾向のある随意契約においては、良好な履行を確保し、契約更新の判断を適切に行っていくうえで、履行評価の持つ意義は大きい。

随意契約に係る履行状況の評価方法について調査したところ、結果は表 10 のとおりであった。

表 10 履行状況の評価方法

項 目	件数	割合(%)
①モニタリング評価を実施	259	27.5
②保守点検業務委託等成績評定を実施	60	6.4
③第三者評価を実施	1	0.1
④通常の履行確認以外は特になし	593	62.9
⑤その他	29	3.1
計	942	100

(全部局調査(複数回答可)による)

これによると、「モニタリング」による履行評価を行っているものは、3割弱(259件)であった。区民に直接サービスを提供する業務で、3年以上同一業者と契約をしている業務、プロポーザル方式により契約相手を選定した業務及び長期継続契約を行っている業務についてはモニタリングによる履行評価が行われている。

「保守点検業務委託等成績評定」は、施設所管課が委託する業務のうち保守点検業務(機械設備、電気設備、防災設備、昇降機設備)及び清掃業務に適用されており、60件(6.4%)であった。

また、「その他」には、250万円を超える請負工事を対象に適用されている「工事成績評定」、都市整備部(土木担当)が発注する委託(設計、測量、調査、その他の委託)などに適用されている「委託成績評定」、特別区民税や国民健康保険料収納業務委託に対する独自の業務履行評価などが29件(3.1%)あった。

このようにモニタリング評価等が取り込まれる一方で、「通常の履行確認以外は特になし」とするものが6割強に上っていた。

その中には、モニタリング評価が必須とされていない3年未満の業務委託契約なども含まれており、契約更新に際して、何らかの履行評価を行う必要のある契約は少なからずあるものと推察された。

## (5) 経理課の統括的な役割について

経理課には、区の契約事務を統括する部門として契約に関する事務処理の制度を整え、必要な調整をする役割がある。(規則第2条の2)

その役割の一環として、経理課は「手引き」及び「指針」を策定し、これらを基に契約事務に携わる所管課の職員を対象に、契約事務に係る研修を行うなど事務手続等の周知を図っている。

随意契約についての「指針」をみると、随意契約が認められる随意契約条項各号の該当事例が示され、ガイドラインとしての役割を果たしているが、その一方、随意契約の適用判断の規準、契約相手の選定の規準、さらに予定価格の算定や情報収集等の方法など、随意契約にとって重要な基本的事項についての留意点がバランス良く記載されているとはいえなかった。

### 第3 監査結果

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札が原則とされ、随意契約は契約の目的・内容が競争入札には適さない場合に限り認められる特例とされている。

今回の監査では、各所管課から依頼を受けて経理課が締結した随意契約を対象としたが、その運用の実態は次のように概観された。

- ・ 区において経理課が締結している契約（1,893件）の過半を随意契約が占め、その約8割は委託業務に係る契約となっていた。
- ・ 契約相手の選定は、特命随意契約（一者随意契約）によるものが約8割を占め、他方、プロポーザル方式によるもの、見積競争によるものが、それぞれ1割程度となっていた。
- ・ 随意契約で締結した契約の多くは、同一の契約相手と継続して契約が更新されていた。
- ・ 随意契約の方法が多用される背景には、委託業務の多様化があり、また、障害者団体等からの優先調達や地域活動団体等との協働の推進など政策的な目的による随意契約も増加しつつあると推察された。

このように、随意契約をめぐる状況は大きく変化しているといえる。

監査では、「第1 監査の概要」で掲げた4つの視点から調査・検証した。調査結果は、「第2 随意契約事務の概要」に記述したところであるが、随意契約の運用に様々な工夫や努力が行われている一方で、課題や問題があることも認められた。

以下、主な課題等について意見・要望を述べる。

#### [意見・要望]

随意契約は、一般に事務負担が少なく履行能力のある相手を選べる利点がある半面、競争性に乏しく、運用を誤ると公正性などに問題が生じるおそれがある。したがって、適用の可否についての的確な判断を行うとともに、公正性、透明性の確保と競争性の向上に努めるなど、適正な運用を図り、良質な履行確保の目的を達成することが強く求められる。

#### 1 随意契約の適用判断について

随意契約の約9割は、適用要件の一つである「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を根拠としていたが、区「随意契約の指針」が示す適用事由（「既存の契約と一体性を図る必要がある」、「事業者に履行上の経験・知識を必要とする」又は「現場の状況等に精通した者に履行させる必要がある」場合）が広く解釈される傾向があり、一部に随意契約と

する理由の妥当性があるか、判然としない事例が見受けられた。

随意契約は、施行令に定める要件に該当する場合に限り認められる契約方法であり、個別に契約事案毎に具体的で合理的な理由があるか、判断することが求められる。

随意契約の適用に当たっては、所管課において、当該業務等の目的・性質及び内容と履行能力のある事業者の参入状況などについて十分考慮した、よりの確な判断が行われるようにする必要がある。

## 2 契約相手の選定について

### (一者随意契約)

随意契約における契約相手の選定方法をみると、発注者である所管課が任意の方法で特定の契約相手を選定する一者随意契約によるものが8割を占めていたが、選定に当たって、履行能力のある事業者の参入状況などについて、効果的な情報収集が必ずしも十分に行われず、限られた情報の下で事業者の特定がなされている状況もあることがうかがえた。

随意契約が相当と判断される場合においても、特殊な技術等を必要とし、他に競争相手がいない場合は限られており、随意契約における契約相手の選定は、恣意的にならないよう留意することが強く求められる。

様々な手段により、事業者の参入状況や事業者の履行能力についての情報を的確に収集し、より公正な選定に取り組むよう要望する。

### (プロポーザル方式)

委託業務について企画提案を競わせて適格な契約相手を選ぶプロポーザル方式は、有力な選定方法として定着しつつあるが、実施の効果の検証や運用上の課題の把握などは行われていなかった。

また、プロポーザル方式の実施状況をみると、選定した契約相手との間で、契約の更新可能な年限等を定めることなく、1年契約の更新を続けている事例が少なくないという問題が見受けられた。

プロポーザル方式による契約相手の選定については、取扱要綱の制定から5年が経過しており、その実施対象は拡大傾向にあると思われる。

業務に関する企画提案をみるというプロポーザル方式本来の趣旨がいかされた運用が図られているか、その実施状況を把握・検証するとともに、運用をめぐる諸課題について検討し、選定した契約相手による履行の期間

についての取扱指針を定めるなど、より適切な運用に取り組むよう要望する。

### 3 契約方法等の見直しについて

一旦、随意契約の方法で締結した契約の多くは、同一の方法で、同一の相手と継続的に契約更新が行われており、契約相手の選定方法の見直しや他の競争的な契約方法の検討が行われにくい状況にあることがうかがえた。

随意契約は、少額の随意契約等における見積競争及び企画を競わせるプロポーザル方式による選定を除けば、透明性や競争性に乏しく、また、契約相手の固定化は事業の停滞を招くおそれもある。

随意契約の更新に際しては、当該契約に係る社会状況や事業環境について改めて調査し、契約相手の選定方法や契約方法について、より公正で競争的な方法がないかを検討し、必要な見直しを進めるよう要望する。

また、随意契約における契約相手の選定方法については、実情を踏まえ、公正性・競争性を確保し、比較的簡便に契約相手の選定が行える合理的な方法の開発に取り組むよう期待する。

平成 25 年度に試行された委託業務への総合評価方式による一般競争入札については、有効な契約方法の一つとして早期に本格実施できるように取り組むことを要望する。

### 4 予定価格の設定について

予定価格の設定に当たり、随意契約の約8割が1者からの下見積りに依拠していた。また、徴取した下見積書には、総額のみで内訳の記載がないものや積算根拠が不明確なものが少なくなく、予定価格の算定の妥当性については、十分な注意が払われた検討が、必ずしも行われているとはいえない状況が見受けられた。

随意契約は基本的に価格面の競争性が乏しいだけに、予定価格の設定については、経済性の確保に十分な留意が求められる。

多岐にわたる業務委託については、積算方法が確立していないものが少なくないなどの実情もあるが、予定価格の算定については、事業者側からの情報に依存することなく、所管課において、業務内容に応じ、算定に必



要な情報を積極的に収集して調査・検討するなど、その妥当性が的確に確保されるように取り組む必要がある。

## 5 契約期間について

債務負担行為を定めることなく複数年の契約を締結できる長期継続契約制度が創設されているが、同制度が適用可能な契約であっても複数年契約に慎重な所管課が少なくなく、制度の活用に改善の余地があるように見受けられた。

プロポーザル方式などで選定した契約相手が安定的に業務を遂行するうえで、複数年の長期継続契約が合理的である場合が少なくないと思われる。長期継続契約の適用状況等を検証するとともに、適切に制度の活用が図られるよう要望する。

## 6 公表制度について

随意契約の運用に透明性が求められる中で、一者随意契約、プロポーザル案件及び障害者団体等からの優先調達については、それぞれ締結状況等の公表が行われているが、一者随意契約の公表における理由の記載には、一部に、具体性を欠くなど十分な説明とはいえないものが見受けられた。

随意契約の運用に関する公表は、透明性を担保するうえで大切な取組である。一者随意契約については、個別の具体的な理由を分かりやすく記載するなど、より分かりやすい説明に努めるよう要望する。

## 7 履行評価について

随意契約の履行に対して、モニタリングをはじめとする履行評価が組み込まれている一方で、通常の履行確認以外に特に履行評価が行われていないものが約6割に上っていた。

随意契約の契約更新に際しては、履行状況に対する評価結果を反映する必要がある。履行評価の実態を検証し、履行評価が行われていないものについては、随意契約の更新や契約相手の選定を的確に行うために何らかの合理的な履行評価を取り入れ、活用することについて検討するよう要望する。

## 8 経理課の役割について

経理課による「随意契約の指針」は、随意契約の適用が認められる該当事例等を示すなどガイドラインの役割を果たしているが、随意契約の適用の判断、契約相手の選定及び予定価格の設定など基本的事項に関する留意点についてはバランス良く記載されているとはいえなかった。

経理課には、締結依頼を受けた契約についての的確に審査し、対処する役割があることはいうまでもないが、同時に、契約事務を統括する部門として、随意契約の運用実態の把握に努め、制度環境を整える役割がある。

随意契約の適用の判断、契約相手の選定及び予定価格の設定などの基本的事項について、所管課において契約に携わる職員が抱える問題に則して実践的な解決・改善方策を検討し、その留意点を「指針」に分かりやすく反映するなど、契約の実務が適切に行える環境を整備し、所管課職員の発注能力の向上に積極的な役割を果たすよう期待する。

[ 資 料 編 ]

## 資料1 書類監査対象契約

NO	対象部局	契約件名	契約金額(円)	契約の相手方
1	政策経営部 情報システム課	情報システム業務委託	142,331,070	日本電気株式会社公共・社会・メディア営業本部
2	情報システム課	統合内部情報システム運用保守業務委託	63,189,441	日本電気株式会社公共・社会・メディア営業本部
3	情報システム課	SWITCHPC機器保守業務委託	14,445,446	リコージャパン株式会社MA事業本部 公共営業部
4	総務部 職員課	平成25年度 杉並区職員健康診断実施業務委託(単価契約)	87,310,335	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ
5	人材育成課	杉並区職員研修に関する企画・管理運営等業務委託(単価契約)	20,100,885	株式会社行政マネジメント研究所
6	経理課	バスの借上げ(単価契約)	999,999	大新東株式会社
7	経理課	本庁舎コージェネレーションシステム保守委託(長期継続契約)	3,059,437	株式会社エネルギーアドバンス
8	経理課	庁有車運行管理業務委託	71,820,000	大新東株式会社
9	危機管理対策課	新型インフルエンザ対策備蓄品購入	5,023,200	株式会社松村薬品商会
10	区民生活部 産業振興センター	杉並区内工業PR事業委託	800,000	杉並産業協会
11	産業振興センター	平成25年度 杉並区商店街補助金審査業務委託	2,760,000	杉並区商店会連合会
12	保健福祉部 国保年金課	国民健康保険被保険者証等の印刷及び封入封緘業務委託(単価契約)	100,480,075	株式会社ディーエムエス
13	障害者生活支援課	杉並区障害者地域相談支援センター「荻窪」運営委託(長期継続契約)	38,920,000	医療法人社団円祐会塩入神経科医院
14	障害者生活支援課	杉並区立なのはな生活園日常清掃業務請負	1,109,354	社会福祉法人杉並希望の家 希望の家
15	高齢者施策課	杉並区立ゆうゆう高円寺北館受付等業務委託	9,120,000	社会福祉法人奉優会
16	高齢者施策課	平成25年度杉並区二次予防事業対象者把握事業委託(単価契約)	11,546,850	株式会社ESTcorporation
17	高齢者在宅支援課	高齢者緊急一時保護事業委託(その1)	3,650,000	株式会社星医療酸器
		高齢者緊急一時保護事業委託(その2)	3,650,000	株式会社生活科学運営
18	保育課	杉並区立荻窪南保育園における給食調理業務及び用務業務委託	17,080,350	株式会社メフォス
19	保育課	区立永福南保育園及び荻窪東保育園清掃業務請負(単価契約)	628,320	公益社団法人杉並区シルバー人材センター
20	保育課	杉並区立永福南保育園における給食調理業務及び用務業務委託	21,420,000	株式会社NECライベックス
21	児童青少年課	東田学童クラブ他2学童クラブ運営業務委託	66,528,000	社会福祉法人福音寮
22	児童青少年課	区立児童館・学童クラブ畳修理	4,989,705	東京都豊工業協同組合杉並支部
23	杉並福祉事務所	自立支援事業等業務委託(単価契約)	41,554,800	中高年事業団やまて企業組合杉並支店

NO	対象部局	契約件名	契約金額(円)	契約の相手方
24	都市整備部 まちづくり推進課	角川庭園・幻戯山房管理運営委託	8,834,400	特定非営利活動法人すぎなみ 学びの楽園
25	みどり公園課	荻窪二丁目用地(荻外荘)機械警備業務委託(長期継続契約)	999,936	セコム株式会社
26	みどり公園課	向井公園球戯場改修工事	9,450,000	日盛工事株式会社
27	杉並土木事務所	道路回収ごみ処理委託(単価契約)	1,260,000	協和産業株式会社
28	杉並土木事務所	産業廃棄物処分委託(単価契約)	3,402,000	株式会社京葉興業
		産業廃棄物処分委託(単価契約)その2	3,402,000	
29	環境部 杉並清掃事務所	資源回収事業に係る再生資源の売却(単価契約)平成25年度第2 四半期	37,879,756	杉並リサイクル事業協同組合
		資源回収事業に係る再生資源の売却(単価契約)平成25年度第3 四半期	37,384,114	
		資源回収事業に係る再生資源の売却(単価契約)平成25年度第4 四半期	42,915,938	
30	杉並清掃事務所	資源回収事業に係るプラスチック製容器包装の選別・圧縮・梱包・保 管処理委託(単価契約)	287,159,672	大谷清運株式会社
31	杉並清掃事務所	粗大ごみ収集運搬業務委託	289,882,246	東京都環境衛生事業協同組 合杉並区支部
32	杉並清掃事務所	資源(古紙・びん・缶)回収業務委託1	328,101,034	東京都環境衛生事業協同組 合杉並区支部
		資源(古紙・びん・缶)回収業務委託2	316,504,800	杉並リサイクル事業協同組合
33	杉並清掃事務所	プラスチック製容器包装回収業務委託	534,804,290	東京都環境衛生事業協同組 合杉並区支部
34	会計管理室 会計課	庁用物品(椅子、机類、書庫類)の購入	4,675,125	株式会社大一喜久屋商店
35	教育委員会事務局 学務課	フレンドシップスクール用バスの借上げ その7(単価契約)	1,898,400	壽観光株式会社
36	学務課	杉並第二小学校給食調理業務委託	21,525,000	株式会社CTMサプライ
37	生涯学習推進課	杉並区教育委員会が保有する出土品等の整理委託	2,855,000	杉並区内遺跡発掘調査団
38	済美教育センター	平成25年度「中学校夏季パワーアップ教室」に係る授業実施の委託 (単価契約)その1	564,000	株式会社キャリアピスタ
		平成25年度「中学校夏季パワーアップ教室」に係る授業実施の委託 (単価契約)その2	1,552,000	株式会社アフタースクール
39	済美教育センター	平成25年度 薬物乱用防止セーフティ教室の支援業務委託	1,500,000	杉並の子どもを薬物からまもる 会
40	区議会事務局	杉並区議会委員会の映像配信機器の保守委託	869,400	株式会社フューチャーイン東京 支店
		杉並区議会本会議の映像配信機器の保守委託	1,008,000	
41	区議会事務局	議会運営委員会理事会等の速記並びに反訳委託(単価契約)	1,065,750	ユーアイ速記事務所
		区議会本会議及び各委員会の速記並びに反訳委託(単価契約)	12,363,750	

資料2 平成25年度 経理課契約の件数・金額

(単位：件・%・百万円)

契約の方法		種類	工事	委託	賃貸借等	物品	件数	割合
							金額	
一般競争入札	一般競争入札		163	28	10	15	216	11.4
			6,053	1,079	297	280	7,708	31.7
	一般競争入札 (総合評価方式)		36	0	0	0	36	1.9
			1,871	0	0	0	1,871	7.7
指名競争入札			101	317	56	164	638	33.7
			253	1,970	145	636	3,004	12.3
随意契約 (施行令第167号の2第1項)	1号 (主管課随意契約)		35	0	0	2	37	2.0
			34	0	0	2	35	0.1
	2号 (性質又は目的が競争入札に適さない)		20	724	76	70	890	47.0
			196	9,627	559	489	10,872	44.7
	3号 (障害者支援施設等からの役務の提供等)		0	32	0	0	32	1.7
			0	602	0	0	602	2.5
	4号 (新商品の買入れ)		0	0	0	0	0	0.0
			0	0	0	0	0	0.0
	5号 (緊急の必要による)		5	1	0	2	8	0.4
			18	3	0	2	22	0.1
	6号 (競争入札が不利)		4	3	1	4	12	0.6
			15	20	2	13	50	0.2
	7号 (著しく有利な価格で契約できる見込み)		0	0	0	0	0	0.0
			0	0	0	0	0	0.0
	8号 (入札者又は落札者が ない)		3	18	2	0	23	1.2
			60	88	1	0	149	0.6
	9号 (落札者が契約締結し ない)		0	1	0	0	1	0.1
			0	23	0	0	23	0.1
せり売り			0	0	0	0	0	0.0
			0	0	0	0	0	0.0
合計	件		367	1,124	145	257	1,893	100.0
	円		8,499	13,411	1,004	1,422	24,336	100.0

(\*経理課調査による)

注) 割合は契約方法別(随意契約は要件別)の構成比である。

資料3 平成25年度 経理課契約の所管別内訳(該当要件別)

(単位:件)

所管部局		契約 件数	施行令第167条の2第1項				
			第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
政策経営部(4課)	企画課	5	3			2	
	財政課	1	1				
	情報政策課	63	63				
	営繕課	35	27			4	4
総務部(6課)	総務課	4	4				
	職員課	13	13				
	経理課	25	21	3			1
	広報課	16	14	2			
	危機管理対策課	4	3				1
	防災課	16	15	1			
区民生活部(8課)	管理課	6	6				
	区民課	15	15				
	地域課	27	27				
	協働推進課	9	9				
	課税課	9	9				
	納税課	3	3				
	文化・交流課	2	2				
	産業振興センター	13	13				
	保健福祉部(16課)	管理課	2	2			
国保年金課	14	14					
障害者施策課	14	14					
障害者生活支援課	18	17	1				
高齢者施策課	45	44				1	
高齢者在宅支援課	18	18					
介護保険課	9	9					
子育て支援課	28	28					
保育課	47	43	1			3	
児童青少年課	18	16	2				
杉並福祉事務所	15	15					
地域保健課	3	3					
健康推進課	9	9					
生活衛生課	9	9					
保健予防課	4	4					
保健サービス課	2	2					
都市整備部(9課)	都市計画課	1	1				
	住宅課	8	8				
	まちづくり推進課	9	9				
	建築課	5	5				
	土木管理課	4	4				
	土木計画課	11	11				
	交通対策課	16	13	3			
	みどり公園課	32	21	10		1	
	杉並土木事務所	8	8				
環境部(3課)	環境課	16	15	1			
	ごみ減量対策課	5	5				
	杉並清掃事務所	36	34	2			
会計管理室	会計課	2	1			1	
教育委員会事務局(9課)	庶務課	38	36	2			
	学務課	81	80				1
	特別支援教育課	1	1				
	学校支援課	12	12				
	学校整備課	28	28				
	生涯学習推進課	21	18	3			
	スポーツ振興課	15	13	1		1	
	済美教育センター	17	17				
	中央図書館	22	22				
選挙管理委員会事務局	25	25					
監査委員事務局	1	1					
区議会事務局	7	7					
計	942	890	32	0	8	12	0

注) 監査対象とした施行令第167条の2第1項第2号から第7号について記載

資料4 平成25年度 経理課契約の所管別内訳(種類別)

(単位:件)

所管部局		契約件数	工事	委託	賃貸借等	物品
政策経営部(4課)	企画課	5		1		4
	財政課	1				1
	情報政策課	63		47	12	4
	営繕課	35	22	10	3	
総務部(6課)	総務課	4		2		2
	職員課	13		11	1	1
	経理課	25		21	3	1
	広報課	16		14		2
	危機管理対策課	4	1	2		1
	防災課	16	2	13	1	
	管理課	6	1	5		
区民生活部(8課)	区民課	15		11	2	2
	地域課	27		23	1	3
	協働推進課	9		9		
	課税課	9		8		1
	納税課	3		3		
	文化・交流課	2		2		
	産業振興センター	13		12		1
	管理課	2		2		
	国保年金課	14		11		3
保健福祉部(16課)	障害者施策課	14		11	1	2
	障害者生活支援課	18		18		
	高齢者施策課	45		43		2
	高齢者在宅支援課	18		17		1
	介護保険課	9		6	1	2
	子育て支援課	28		28		
	保育課	47		40	3	4
	児童青少年課	18		15	1	2
	杉並福祉事務所	15		13	1	1
	地域保健課	3		2		1
	健康推進課	9		9		
	生活衛生課	9		6	1	2
	保健予防課	4		3	1	
	保健サービス課	2		2		
	都市整備部(9課)	都市計画課	1		1	
住宅課		8		8		
まちづくり推進課		9		9		
建築課		5		5		
土木管理課		4		4		
土木計画課		11	1	10		
交通対策課		16		11	2	3
みどり公園課		32	1	30	1	
杉並土木事務所		8	1	7		
環境課		16		16		
環境部(3課)	ごみ減量対策課	5		1	2	2
	杉並清掃事務所	36		26	5	5
	会計管理室	2		1		1
教育委員会事務局(9課)	会計課	2		1		1
	庶務課	38		32		6
	学務課	81		58	23	
	特別支援教育課	1		1		
	学校支援課	12		12		
	学校整備課	28		28		
	生涯学習推進課	21		15	5	1
	スポーツ振興課	15		13		2
	済美教育センター	17		15		2
選挙管理委員会事務局	25		15	5	5	
中央図書館	22		15	2	5	
監査委員事務局	1				1	
区議会事務局	7		7			
計	942	29	760	77	76	

注) 監査対象とした施行令第167条の2第1項第2号から第7号について記載



資料5 平成25年度 経理課契約の所管別内訳(金額別)

(単位:件)

所管部局		契約 件数	2億円 以上	1億円 以上 2億円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	500万円 未満
政策経営部(4課)	企画課	5				1		4
	財政課	1						1
	情報政策課	63		1	4	18	7	33
	営繕課	35			1	8	4	22
総務部(6課)	総務課	4				1		3
	職員課	13			2	1	2	8
	経理課	25			3	1	3	18
	広報課	16			1	2	1	12
	危機管理対策課	4			1	1	1	1
	防災課	16				2	2	12
	区民生活部(8課)	管理課	6			1	2	1
区民課	15				1	2	12	
地域課	27			1	2	3	21	
協働推進課	9				1		8	
課税課	9				1	3	5	
納税課	3				2		1	
文化・交流課	2					1	1	
産業振興センター	13				4	1	8	
保健福祉部(16課)	管理課	2				1		1
	国保年金課	14		1		2	2	9
	障害者施策課	14				2	2	10
	障害者生活支援課	18			1	9		8
	高齢者施策課	45				11	16	18
	高齢者在宅支援課	18				3	3	12
	介護保険課	9					2	7
	子育て支援課	28			1	22	2	3
	保育課	47				22	4	21
	児童青少年課	18			2	4		12
	杉並福祉事務所	15				2	2	11
	地域保健課	3						3
	健康推進課	9				1	1	7
	生活衛生課	9						9
	保健予防課	4						4
	保健サービス課	2						2
都市整備部(9課)	都市計画課	1					1	
	住宅課	8		2		3	1	2
	まちづくり推進課	9				3	2	4
	建築課	5					1	4
	土木管理課	4				1	1	2
	土木計画課	11				1	1	9
	交通対策課	16		1	1	1	1	12
	みどり公園課	32			1	12	3	16
	杉並土木事務所	8						8
環境部(3課)	環境課	16				2	4	10
	ごみ減量対策課	5				1	1	3
	杉並清掃事務所	36	6	2	4	11	3	10
会計管理室	会計課	2					2	
教育委員会事務局(9課)	庶務課	38		2	1	12	5	18
	学務課	81				44	6	31
	特別支援教育課	1			1			
	学校支援課	12					2	10
	学校整備課	28				2	5	21
	生涯学習推進課	21				2	1	18
	スポーツ振興課	15				1	1	13
	済美教育センター	17				2	3	12
	中央図書館	22			4	2	1	15
選挙管理委員会事務局	25				3	6	16	
監査委員事務局	1						1	
区議会事務局	7				2		5	
計		942	6	9	30	232	114	551

注) 監査対象とした施行令第167条の2第1項第2号から第7号について記載

資料6 平成25年度 プロポーザル実施案件

NO	案件名	所管課
1	杉並区見守り配食サービス事業委託業務公募型プロポーザル	高齢者在宅支援課
2	中学3年「休日」パワーアップ教室実施業務公募型プロポーザル	済美教育センター
3	健診業務管理システム業務委託公募型プロポーザル	健康推進課
4	都市計画下高井戸公園基本計画策定等支援業務公募型プロポーザル	みどり公園課
5	高二学童クラブ運営業務公募型プロポーザル	児童青少年課
6	杉並区営住宅等維持管理業務公募型プロポーザル	住宅課
7	(仮称)杉並区保育室「ほりまつ」運営委託業務についての公募型プロポーザル	保育課
8	杉並区人事給与システム構築及び保守業務委託事業者選定公募型プロポーザル	職員課
9	「(仮称)ごみ出しアプリ」作成業務及び運用業務委託公募型プロポーザル	杉並清掃事務所
10	就労準備訓練及び社会適応力訓練支援事業業務委託公募型プロポーザル	産業振興センター
11	杉並区文化人アーカイブ映像作品製作業務公募型プロポーザル	文化・交流課
12	杉並区公共施設予約システム「さざんかねっと」再構築等業務公募型プロポーザル	地域課
13	杉並区立桃井原っぱ公園維持管理業務公募型プロポーザル	みどり公園課
14	「杉並区(久我山一、二、三丁目地区)におけるスマートコミュニティ 先導モデル構築事業導入可能性調査業務委託」公募型プロポーザル	環境課
15	杉並区休日パパママ学級・休日母親学級公募型プロポーザル	子育て支援課
16	杉並区保育室(浜田山東・荻窪第五・和田南)事業委託公募型プロポーザル (区分A)	保育課
17	杉並区保育室(上井草西・下井草北・高井戸北)事業委託公募型プロポーザル (区分B)	保育課
18	杉並区学校用務業務等公募型プロポーザル	教育委員会事務局 庶務課
19	杉並区臨時福祉給付金等業務委託公募型プロポーザル	保健福祉部管理課

(経理課調査による)